

東広島市監査公表第8号

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、平成30年度行政監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので公表する。

平成31年3月27日

東広島市監査委員	水	戸	晃
同	重	河	格
同	池	田	隆興

平成30年度 行政監査結果報告書

平成31年3月

東広島市監査委員

目次

第1	監査のテーマ	2
第2	監査の目的	2
第3	監査の対象	2
第4	監査の方法	4
第5	監査の実施期間	4
第6	監査の着眼点	4
第7	監査の結果	5
1	収納課	6
2	環境対策課（河内支所地域振興課）	7
3	社会福祉課	8
4	障害福祉課	15
5	介護保険課	16
6	地域包括ケア推進課	18
7	国保年金課	19
8	保育課	22
9	こども家庭課	25
10	建設管理課	33
11	住宅課	34
12	学事課	38
13	下水道管理課	41
14	水道局業務課	46
第8	総括（改善意見）	47
1	延滞金の徴収根拠の誤りについて	47
2	延滞金及び遅延損害金の調定等について	47
3	専決処分事項の拡充について	47
4	債権管理の一元化について	48

平成30年度行政監査結果報告

第1 監査のテーマ

債権管理について

第2 監査の目的

本市の歳入においては様々な未収金が発生しているが、法律に基づき滞納処分を行っている市税を除いた債権については、督促等徴収体制の整備状況に関し、各債権を所管する部署や債権の性質によって対応が異なっている実情がある。

平成28年度決算審査意見書において、債権管理の一元化を提言しており、また、東広島市債権管理条例が平成28年4月1日付けで施行され2年が経過しているものの、進捗状況やこの条例が適正に運用されているか不明である。

このことから、改めて、各種債権の管理の状況を確認し、未収金の消滅時効及び不納欠損処分が、関連する法令等に基づいて適正に処理されているか否かを検証し、加えて今後の債権管理の一元化を含めた全庁的な取り組みの可能性について、さらに提言することを目的とする。

第3 監査の対象

平成29年度各会計歳入決算において、未収金又は不納欠損（以下「未収金等」という。）が発生している債権を対象とする。

ただし、以下に掲げる未収金等については対象から除外する。

- 1 各債権を所管する部署単位で未収金等の額が少額のもの
- 2 繰越事業の財源等で収入が確実と見込まれるもの
- 3 実施通知の時点で、収入未済の状況が既に解消されているもの

上記により、調査対象債権は、表1のとおりである。

また、数値については、平成29年度決算数値を、債権の管理状況については、平成30年8月末までの状況を調査対象とする。

表 1

	所管部局	所管課	対象債権	債権種別	時効
1	財務部	収納課	市民税個人	地方税(強制徴収公債権)	5年
2	財務部	収納課	市民税法人	地方税(強制徴収公債権)	5年
3	財務部	収納課	固定資産税	地方税(強制徴収公債権)	5年
4	財務部	収納課	軽自動車税	地方税(強制徴収公債権)	5年
5	財務部	収納課	都市計画税	地方税(強制徴収公債権)	5年
6	財務部	収納課	国民健康保険税	地方税(強制徴収公債権)	5年
7	生活環境部	環境対策課 (河内支所地域振興課)	生活排水処理施設使用料	私債権	5年
8	健康福祉部	社会福祉課	生活保護扶助費返還金(生活保護法第63条の規定に基づく返還金)	非強制徴収公債権	5年
9	健康福祉部	社会福祉課	生活保護扶助費返還金(同法第78条の規定に基づく徴収金)	非強制徴収公債権(H26.6.30以前分)	5年
10	健康福祉部	社会福祉課	生活保護扶助費返還金(同法第78条の規定に基づく徴収金)	強制徴収公債権(H26.7.1以降発生分から)	5年
11	健康福祉部	社会福祉課	生活保護扶助費返還金(地方自治法第160条の規定に基づく返還金)	非強制徴収公債権	5年
12	健康福祉部	社会福祉課	中国残留邦人支援給付返還金	非強制徴収公債権	5年
13	健康福祉部	社会福祉課	臨時福祉給付金返還金	非強制徴収公債権	5年
14	健康福祉部	障害福祉課	障害児通所給付費返還金及び加算金	強制徴収公債権	5年
15	健康福祉部	介護保険課	介護保険料	強制徴収公債権	2年
16	健康福祉部	地域包括ケア推進課	養護老人ホーム措置費個人負担金	非強制徴収公債権	5年
17	健康福祉部	国保年金課	後期高齢者医療保険料	強制徴収公債権	2年
18	健康福祉部	国保年金課	一般被保険者返納金	非強制徴収公債権	5年
19	こども未来部	保育課	保育料保護者負担金	強制徴収公債権	5年
20	こども未来部	保育課	いきいきこどもクラブ利用料	非強制徴収公債権	5年
21	こども未来部	こども家庭課	未熟児養育医療費負担金	強制徴収公債権	5年
22	こども未来部	こども家庭課	児童扶養手当過払返還金	非強制徴収公債権	5年
23	こども未来部	こども家庭課	児童手当過払返還金	非強制徴収公債権	5年
24	こども未来部	こども家庭課	子ども手当過払返還金	非強制徴収公債権	5年
25	こども未来部	こども家庭課	福祉医療費(乳幼児等医療費)過払返還金	非強制徴収公債権	5年
26	こども未来部	こども家庭課	子育て短期支援事業個人負担金	私債権	10年
27	建設部	建設管理課	行政代執行費	強制徴収公債権	5年
28	建設部	住宅課	市営住宅使用料	私債権	5年
29	建設部	住宅課	市営住宅駐車場使用料	私債権	5年
30	建設部	住宅課	住宅施設使用料	私債権	5年
31	建設部	住宅課	住宅新築資金等貸付金元利収入	私債権	10年
32	学校教育部	学事課	幼稚園保育料	非強制徴収公債権	5年
33	学校教育部	学事課	教育費貸付金元金収入	私債権	10年
34	下水道部	下水道管理課	下水道使用料	強制徴収公債権	5年
35	下水道部	下水道管理課	農業集落排水処理施設使用料	非強制徴収公債権	5年
36	下水道部	下水道管理課	下水道受益者負担金	強制徴収公債権	5年
37	下水道部	下水道管理課	下水道受益者分担金	強制徴収公債権	5年
38	下水道部	下水道管理課	水洗便所改造資金貸付金元金収入	私債権	10年
39	水道局	業務課	水道使用料	私債権	2年

第4 監査の方法

- 1 決算書データを基に未収金等のある債権、所管部局を抽出し、例年行っている決算審査ヒアリング（収納状況関係）の対象課選定に合わせて行政監査対象課も選定した。（基準は「第3 監査の対象」に記載のとおり。）
- 2 決算審査に合わせて「決算審査ヒアリング資料（収納状況関係）」の提出を求め、行政監査のみの対象課には、別途、同様式による資料提出を求めた。
- 3 行政監査実施通知と合わせて、対象課に追加で調査表の提出依頼を行い、さらに事務局職員が予備監査調書を用いて、実地調査や関係職員からの説明聴取を行った。
- 4 監査は、それらを基に、比較、確認、分析及び照合により実施した。また、決算審査の収納状況関係ヒアリングの聴き取り内容も参考とした。

第5 監査の実施期間

平成30年6月14日から平成31年3月22日まで（収納状況関係ヒアリングを参考としているため決算審査実施期間も含めた。）

第6 監査の着眼点

- 1 未収金等の状況
 - (1) 決算書に記載の未収金等の金額及びその内訳、件数は正確か。
 - (2) 未収金に係る法令上の債権の性質を的確に把握しているか。
- 2 債権の管理
 - (1) 東広島市債権管理条例施行規則等で定める事項を記載した台帳を整備しているか。
 - (2) 滞納者に係る財産の状況を、法令に反しない範囲で情報収集及び把握しているか。
 - (3) 各滞納者に関し、督促や交渉の状況に係る記録を整備しているか。
 - (4) 消滅時効の年限及び時効援用の要否を適切に把握しているか。
- 3 徴収事務
 - (1) 滞納者への督促、催告及び相談等を適切に行っているか。
 - (2) 公債権については、督促状に不服申立てができる旨の教示をしているか。
 - (3) 時効中断の手続を適正に行っているか。
 - (4) 強制執行等ができない場合でも、納付誓約等の時効中断の手続を適正に行っているか。
 - (5) 延滞金又は遅延損害金が発生している場合、適切に徴収しているか。
 - (6) 減免に該当する場合、その手続を適正に行っているか。
 - (7) 給付制限等ができる場合には行い、納付折衝する機会を確保しているか。
 - (8) 執行停止等に該当する場合、その手続を適正に行っているか。
 - (9) 徴収職員証等を作成し、市民等から提示を求められた場合に提示できるようにしているか。

4 債権の放棄

(1) 不納欠損を行う場合、法令等に基づき処理手続を適正に行っているか。

5 所管部局における収納体制

(1) 収納対策の計画を策定し、進行管理を行っているか。

(2) 滞納整理の人員、処理体制が確立し、有効に機能しているか。

(3) 関係部署との連絡調整、情報の共有化を法令に反しない範囲で図っているか。

(4) 納付機会の確保など、収納率の向上に努めているか。

第7 監査の結果

課別の調査結果及び指摘要望事項

監査の対象とした14課の債権について、「第6 監査の着眼点」の項目別に調査した結果は、次のとおりである。

1 収納課

(1) 市税（国民健康保険税含む）

（単位：円、%、人）

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	36,579,090,349	34,277,672,863	32,589,086,031
	収入済額	36,132,474,931	33,812,404,593	32,077,451,028
	うち還付未済額	5,288,474	4,607,480	4,896,153
	不納欠損額	523,984	615,830	252,261
	収入未済額	451,379,908	469,260,120	516,278,895
	収納率	98.76	98.63	98.43
	滞納繰越分	調定額	2,099,240,947	2,384,482,836
収入済額		385,341,929	448,666,606	472,394,471
うち還付未済額		417,178	325,613	263,737
不納欠損人数		6,358	7,762	6,454
不納欠損額		283,278,395	292,576,694	257,640,042
収入未済額		1,431,037,801	1,643,565,149	1,842,222,379
収納率		18.34	18.80	18.36
納付義務者数（現年）	138,313	137,562	137,368	
未納者数（滞納）	8,235	8,743	8,934	
口座振替率	38.12	32.47	33.64	
差押件数	1,170	1,386	1,395	
差押終了額（換価額）	66,118,194	68,028,456	62,664,897	
延滞金調定額	77,863,274	85,575,300	72,416,639	
延滞金収納額	77,902,317	85,575,300	72,416,639	

※延滞金収納額は、還付未済額を含む。

【債権の概要】

市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等からなり、本市の歳入の根幹をなすものである。

《現状・課題》

ア 債権の管理

収納課において法律に基づき滞納処分を行っており、近年、収納率は向上している。

イ 徴収事務

未納者については納期限後 20 日以内に督促状を送付している。

早期の滞納整理により、納税意識の向上を図るとともに、滞納者の実態把握と分析を行いながら債権管理を行っている。

ウ 所管部局における収納体制

納税案内センターの継続設置による電話等による自主納付の促進、窓口強化、コン

ビニ納付等収納方法の多様化、特別滞納整理、夜間納税相談などの取組みを行っている。

《指摘要望事項》

収納課の徴収担当職員は、強制徴収公債権の滞納処分等債権管理に関する知識・経験が豊富である。債権管理・督促等徴収事務の指導的役割を担い、収納率向上に寄与されたい。

2 環境対策課（河内支所地域振興課）

(1) 生活排水処理施設使用料

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	8,743,220	8,755,320	8,789,690
	収入済額	8,587,500	8,621,700	8,654,790
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	155,720	133,620	134,900
	収納率	98.22	98.47	98.47
	滞納繰越分	調定額	451,370	381,380
収入済額		222,770	63,630	116,000
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		228,600	317,750	246,480
収納率		49.35	16.68	32.00
納付義務者数（現年）		125	125	126
未納者数（滞繰）		4	4	4
口座振替率		96.9	95.0	97.0
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
遅延損害金調定額		0	0	0
遅延損害金収納額		0	0	0

【債権の概要】

市が設置及び管理を行う合併浄化槽の使用料で、処理区域は河内町小田地区の一部である。なお、使用料の調定は環境対策課が行い、使用料の徴収及び滞納に係る事務は河内支所地域振興課が行っている。

《現状・課題》

ア 徴収事務

遅延損害金を徴収しないことについて、起案等で整理されていなかった。

《指摘要望事項》

遅延損害金を徴収しない方針であるなら、起案等で整理されることが望ましい。

3 社会福祉課

(1) 生活保護扶助費返還金（生活保護法第63条の規定に基づく返還金）

（単位：円、%、人）

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	8,990,706	12,655,368	22,347,092
	収入済額	6,026,082	9,276,981	18,461,387
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	2,964,624	3,378,387	3,885,705
	収納率	67.03	73.30	82.61
	滞納繰越分	調定額	46,773,399	46,381,200
収入済額		1,375,491	1,313,695	2,304,826
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		9	19	13
不納欠損額		1,485,158	1,672,493	1,398,904
収入未済額		43,912,750	43,395,012	42,495,495
収納率		2.94	2.83	4.99
納付義務者数（現年）		63	61	64
未納者数（滞繰）		111	107	114
口座振替率		6.8	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

生活保護法第63条の規定に基づく返還金は、被保護者が生活困窮の状態にあり、直ちに保護を必要とする場合や、資力はあるもののこれを最低限度の生活の維持のために充てることができない特段の事情がある場合に支給された保護金品を、その後収入を得た際に返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。
徴収停止しないまま、時効が完成しているものがあった。

イ 所管部局における収納体制

収納課による徴収アドバイザーへの相談を利用していた。
滞納者との折衝業務は基本的に担当ケースワーカーが行っているが、業務多忙のため債権管理へ重点を置くことは難しい状況である。

《指摘要望事項》

督促状の不備の改善や、徴収停止の手続を適切に行うよう事務を改められたい。

(2) 生活保護扶助費返還金(同法第78条の規定に基づく徴収金)非強制徴収公債権(平成26年6月30日以前分)

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	0	0	0
	収入済額	0	0	0
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	0	0	0
	収納率	0	0	0
滞納繰越分	調定額	57,096,527	66,900,266	80,652,844
	収入済額	978,852	1,701,914	2,422,543
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損人数	7	17	12
	不納欠損額	5,269,838	8,101,825	11,330,035
	収入未済額	50,847,837	57,096,527	66,900,266
	収納率	1.71	2.54	3.00
納付義務者数(現年)		0	0	0
未納者数(滞繰)		77	87	106
口座振替率		3.1	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額(換価額)		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

被保護者が虚偽の申請や届出等不正な手段により保護を受けた際に、その費用の返

還を求めるもので、いわゆる不正受給に当たるものの返還金である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

徴収停止等しないまま、時効が完成しているものがあった。

イ 所管部局における収納体制

収納課による徴収アドバイザーへの相談を利用していた。

滞納者との折衝業務は基本的に担当ケースワーカーが行っているが、業務多忙のため債権管理へ重点を置くことは難しい状況である。

《指摘要望事項》

督促状の不備の改善や、徴収停止等の手続を適切に行うよう事務を改められたい。

(3) 生活保護扶助費返還金（同法第78条の規定に基づく徴収金）強制徴収公債権（平成26年7月1日以降発生分から）

（単位：円、%、人）

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	30,438,047	6,803,035	12,167,446
	収入済額	7,188,545	211,428	526,585
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	23,249,502	6,591,607	11,640,861
	収納率	23.62	3.11	4.33
	滞納繰越分	調定額	26,759,716	21,615,079
収入済額		1,411,359	1,446,970	647,467
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		25,348,357	20,168,109	9,974,218
収納率		5.27	6.69	6.10
納付義務者数（現年）		41	26	26
未納者数（滞繰）		48	35	24
口座振替率		3.1	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

被保護者が虚偽の申請や届出等不正な手段により保護を受けた際に、その費用の返還を求めるもので、いわゆる不正受給に当たるものの返還金である。法改正により、平成26年7月1日以降発生分から強制徴収公債権になった。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。
国税徴収法に規定の身分証明書を作成していなかった。

イ 所管部局における収納体制

収納課による徴収アドバイザーへの相談を利用していた。
滞納者との折衝業務は基本的に担当ケースワーカーが行っているが、業務多忙のため債権管理へ重点を置くことは難しい状況である。

《指摘要望事項》

平成26年7月1日以降発生の返還金については、強制徴収公債権とする法改正があったにもかかわらず、他の非強制徴収公債権と同様の管理方法となっており、国税徴収法に規定の身分証明書も作成していない等、適正な債権管理とは言い難い。

必要であれば差押えを実施し、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

(4) 生活保護扶助費返還金（地方自治法第160条の規定に基づく返還金）

（単位：円、%、人）

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現 年 度 分	調定額	3,193,182	2,582,483	2,930,341
	収入済額	390,675	202,087	420,116
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	2,802,507	2,380,396	2,510,225
	収納率	12.23	7.83	14.34
	滞 納 繰 越 分	調定額	13,713,822	16,682,153
収入済額		1,090,841	1,228,672	890,719
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		34	64	35
不納欠損額		2,109,760	4,120,055	1,547,394
収入未済額		10,513,221	11,333,426	14,171,928
収納率		7.95	7.37	5.36
納付義務者数（現年）	70	60	55	
未納者数（滞繰）	161	167	210	
口座振替率	15.5	—	—	
差押件数	0	0	0	
差押終了額（換価額）	0	0	0	
延滞金調定額	0	0	0	
延滞金収納額	0	0	0	

【債権の概要】

生活保護費受給後に、死亡・転出等保護基準の適用変更や収入認定額の変更により過払いとなった生活保護費相当額のうち、返納（戻入）が当該年度内に行われず、次年度以降に繰越しとなったものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。
徴収停止等しないまま、時効が完成しているものがあった。

イ 所管部局における収納体制

収納課による徴収アドバイザーへの相談を利用していた。
滞納者との折衝業務は基本的に担当ケースワーカーが行っているが、業務多忙のため債権管理へ重点を置くことは難しい状況である。

《指摘要望事項》

督促状の不備の改善や、徴収停止等の手続を適切に行うよう事務を改められたい。

(5) 中国残留邦人支援給付返還金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現 年 度 分	調定額	1,033,295	0	0
	収入済額	534,895	0	0
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	498,400	0	0
	収納率	51.77	0	0
	滞 納 繰 越 分	調定額	328,170	364,170
収入済額		36,000	36,000	36,000
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		292,170	328,170	364,170
収納率		10.97	9.89	9.00
納付義務者数（現年）		2	3	3
未納者数（滞繰）		1	1	1
口座振替率		0	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

中国残留邦人に対して保護費に相当する額を支給していたものについて、就労収入の未申告等により返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

イ 所管部局における収納体制

収納課による徴収アドバイザーへの相談を利用していた。

滞納者との折衝業務は基本的に担当ケースワーカーが行っているが、業務多忙のため債権管理へ重点を置くことは難しい状況である。

《指摘要望事項》

督促状の不備を改善されたい。

(6) 臨時福祉給付金返還金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現 年 度 分	調定額	32,000	12,000	16,000
	収入済額	0	0	10,000
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	32,000	12,000	6,000
	収納率	0	0	62.5
	滞 納 繰 越 分	調定額	12,000	4,000
収入済額		12,000	4,000	0
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		0	0	0
収納率		100	100	0
納付義務者数（現年）		3	2	2
未納者数（滞繰）		0	0	0
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

臨時福祉給付金は、平成26年4月の消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、所得の少ない人に対して支給されたものである。債権は、所得更正等の理由により返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 債権の管理

当初納入通知発送以後の納付折衝を行っていなかった。

イ 徴収事務

督促状を送付していなかった。

《指摘要望事項》

滞納額は少額であるが、督促状の送付や納付誓約書の徴取などを行い、適正な債権管理に努められたい。

4 障害福祉課

(1) 障害児通所給付費返還金及び加算金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現 年 度 分	調定額	0	17,165,733	—
	収入済額	0	0	—
	うち還付未済額	0	0	—
	不納欠損額	0	0	—
	収入未済額	0	17,165,733	—
	収納率	0	0	—
	滞 納 繰 越 分	調定額	17,165,733	0
収入済額	0	0	—	
うち還付未済額	0	0	—	
不納欠損人数	0	0	—	
不納欠損額	0	0	—	
収入未済額	17,165,733	0	—	
収納率	0	0	—	
納付義務者数（現年）	0	1	—	
未納者数（滞繰）	1	0	—	
口座振替率	—	—	—	
差押件数	0	0	—	
差押終了額（換価額）	0	0	—	
延滞金調定額	0	0	—	
延滞金収納額	0	0	—	

【債権の概要】

広島県から障害児通所事業所の指定を受けていた事業者が、人員基準違反で指定取消となり返還金が生じたものである。

《現状・課題》

ア 債権の管理

収納課と共同で預金調査等を行い、滞納者に係る財産の状況を把握している。

イ 徴収事務

督促状及び催告書の送付はしているが、指定取消処分に対する不服申立てがされており、その裁決を待っている状況である。

ウ 所管部局における収納体制

対象となる債権は恒常的なものではなく、発生後は適切に督促事務及び催告を行っている。

また、収納課と連携を図り、不服申立ての裁決確定後は速やかに滞納処分を実施する予定である。

《指摘要望事項》

不服申立ての裁決確定後は速やかに滞納処分を実施されたい。

5 介護保険課

(1) 介護保険料

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	3,119,528,335	3,041,884,188	2,949,130,666
	収入済額	3,101,067,935	3,018,509,837	2,924,694,314
	うち還付未済額	3,008,250	1,837,565	1,245,665
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	21,468,650	25,211,916	25,682,017
	収納率	99.31	99.17	99.13
	滞納繰越分	調定額	46,665,515	45,069,336
収入済額		7,562,232	6,985,785	6,923,422
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		389	377	358
不納欠損額		18,284,257	16,500,702	16,192,183
収入未済額		20,819,026	21,582,849	19,590,284
収納率		16.21	15.50	16.21
納付義務者数（現年）	45,246	44,452	43,501	
未納者数（滞繰）	452	492	455	
口座振替率	26.7	27.5	28.9	
差押件数	2	4	3	
差押終了額（換価額）	101,980	127,060	100,250	
延滞金調定額	293,200	157,100	223,525	
延滞金収納額	293,200	157,100	223,525	

【債権の概要】

介護認定を受けた65歳以上の人や40歳以上65歳未満の特定疾病の人の介護給付費等を賄うための保険料である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

延滞金について、確定したときに1回だけ催告書を送り、その後の債権管理をしていなかった。

イ 所管部局における収納体制

対象課の職員から聴き取りしたところ、賦課から徴収までを3人で担当しており、徴収事務に十分な時間を割くことができない状況であるとのことであった。

そのため、執行停止についても対象件数の半数程度しか実施できないまま時効となっている状況である。

年金からの特別徴収が大半を占めるなど、徴収について同様の制度の後期高齢者医療保険料と比べて、口座振替率に35ポイント以上の開きがある。

《指摘要望事項》

後期高齢者医療保険料は、決定通知書を送る際に納付書納付の人には口座振替依頼書を同封するなど、きめ細かい勧奨をしていることを踏まえ、介護保険料についても機会をとらえて積極的に口座振替を勧奨されたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

6 地域包括ケア推進課

(1) 養護老人ホーム措置費個人負担金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	20,587,721	20,002,075	21,023,190
	収入済額	20,546,512	19,994,575	20,709,572
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	41,209	7,500	313,618
	収納率	99.80	99.96	98.51
	滞納繰越分	調定額	3,474,469	3,902,062
収入済額		187,500	435,093	331,300
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		3,286,969	3,466,969	3,588,444
収納率		5.40	11.15	8.45
納付義務者数（現年）		48	50	50
未納者数（滞繰）		7	5	3
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

自立して生活することが困難な高齢者で、身寄りがいないなどの事情のある人を、市が養護老人ホームへの措置決定を行い、措置に要する費用の入所者及び扶養義務者負担金である。

《現状・課題》

ア 債権の管理

平成26年度以前からの滞納繰越分について、相続人情報、時効の起算日となる情報、債務者の財産に関する情報を把握しておらず、納付折衝も行っていなかった。

イ 徴収事務

督促は電話でのみ行っており、督促状は送付していない。当然、不服申立ての教示もしていなかった。

延滞金を徴収していなかった。

ウ 所管部局における収納体制

平成28年度以降は滞納整理の早期着手に取り組まれており、平成28年度以降の滞納はなかった。

ただし、それ以前の滞納分については、ここ数年納付折衝もしておらず、特に時効に対する意識が低く、既に時効が完成しているものがあった。

《指摘要望事項》

時効に対する意識が低く、時効が完成しているものがあり、適正な債権管理とは言い難い。

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

7 国保年金課

(1) 後期高齢者医療保険料

(単位：円、%、人)

		平成29年度	平成28年度	平成27年度
現年度分	調定額	1,476,552,162	1,371,384,748	1,230,602,572
	収入済額	1,471,309,423	1,368,368,464	1,228,095,322
	うち還付未済額	2,824,969	2,860,990	2,571,992
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	8,067,708	5,877,274	5,079,242
	収納率	99.45	99.57	99.59
	滞納繰越分	調定額	12,575,245	11,078,823
収入済額		3,432,412	3,776,888	4,118,804
うち還付未済額		22,574	40,042	24,956
不納欠損人数		22	16	14
不納欠損額		2,169,416	690,106	458,276
収入未済額		6,995,991	6,651,871	6,084,972
収納率		27.12	33.73	38.49
納付義務者数（現年）		24,392	23,464	22,733
未納者数（滞納）		97	54	56
口座振替率		67.2	66.5	65.7
差押件数		3	4	11
差押終了額（換価額）		3,751	727,005	60,964
延滞金調定額		104,500	265,100	427,050
延滞金収納額		104,500	265,100	427,050

【債権の概要】

75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある人を対象とした医療保険の給付費等を賄うための保険料である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

滞納繰越分の収納率は年々落ちてきている状況である。

《指摘要望事項》

債権管理に係る事務処理はおおむね適正に行われていた。収納率の向上を目指し、今後も適正な債権管理に努められたい。

(2) 一般被保険者返納金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	1,735,783	1,738,349	4,581,481
	収入済額	1,691,445	1,625,260	4,267,702
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	44,338	113,089	313,779
	収納率	97.45	93.49	93.15
	滞納繰越分	調定額	3,765,086	2,985,993
収入済額		954,893	571,502	1,656,346
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		2,810,193	2,414,491	2,241,957
収納率		25.36	19.14	42.49
納付義務者数（現年）		84	76	83
未納者数（滞繰）		131	117	102
口座振替率		-	-	-
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

社会保険等への加入者や市外転出者が、本市の国民健康保険の資格がなくなったにもかかわらず、国民健康保険の保険証を使用し医療機関等を受診した際に、本市が負担した医療給付費の返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

延滞金を徴収しないことについて、起案等で整理していなかった。

徴収停止等しないまま、時効が完成しているものがあった。

督促状発送の時期や納期限が、東広島市債権管理条例施行規則第4条に定める期日となっていなかった。

イ 債権の放棄

時効が完成しているにもかかわらず、不納欠損処理をしていないものがあった。

《指摘要望事項》

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

8 保育課

(1) 保育料保護者負担金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	945,029,440	994,077,090	960,277,120
	収入済額	932,511,030	982,303,430	947,009,490
	うち還付未済額	41,420	0	8,800
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	12,559,830	11,773,660	13,276,430
	収納率	98.67	98.82	98.62
	滞納繰越分	調定額	74,857,180	75,475,230
収入済額		7,200,551	8,448,620	9,650,550
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		42	37	61
不納欠損額		3,140,630	3,943,090	5,317,960
収入未済額		64,515,999	63,083,520	62,647,450
収納率		9.62	11.19	12.43
納付義務者数（現年）		3,082	4,236	3,635
未納者数（滞納）		380	459	429
口座振替率		94.3	94.6	94.2
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		391,800	791,600	487,900
延滞金収納額		391,800	791,600	487,900

【債権の概要】

保護者が就労などのために家庭で児童の保育をすることができない場合に、保護者に代わって、保育所や認定こども園で児童を保育するための費用である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

滞納繰越分の収納率は年々落ちてきている状況である。

所得があるにもかかわらず、高額滞納者に少額分納を認めているものがあつた。

高額滞納者について、市税の滞納があり収納課で給与差押えしていたものを、収納課の差押え終了後、改めて保育課で別途差押えしようとしているものがあつた。

徴収事務に関するマニュアルが作成されておらず、保育料収納嘱託員については前任者からの口頭説明のみで業務の引継ぎが行われていた。

イ 所管部局における収納体制

担当職員と保育料収納嘱託員 2 人の 3 人体制で、滞納者との交渉は主に嘱託員が行

い、重要案件は担当職員が対応する等業務を分担している。

業務多忙のため、他課と連携・協力しての滞納整理が適正に実施できていない。

《指摘要望事項》

所得があるにもかかわらず、少額分納を認めているものについては、分納額の増額や増額に応じないものについては、速やかに差押え等滞納処分を実施されたい。

また、市税も保育料もどちらも強制徴収公債権であり、差押えを実施する場合は同時に実施されたい。

(2) いきいきこどもクラブ利用料

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	84,036,400	73,722,500	67,694,800
	収入済額	83,698,200	73,603,600	67,204,800
	うち還付未済額	3,900	3,700	3,000
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	342,100	122,600	493,000
	収納率	99.59	99.83	99.27
	滞納繰越分	調定額	415,900	705,800
収入済額		107,200	412,500	139,000
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		308,700	293,300	216,500
収納率		25.78	58.44	39.10
納付義務者数（現年）		2,269	2,057	1,892
未納者数（滞繰）		21	15	10
口座振替率		89.8	90.4	90.0
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	1,300	2,300
延滞金収納額		0	1,300	2,300

【債権の概要】

保護者の就労等により、放課後家庭で保護者と過ごすことができない児童に、授業終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るための施設であるいきいきこどもクラブ（学童保育）の利用料である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

転出した債権者について対応ができていない。

イ 所管部局における収納体制

担当職員及び保育料収納嘱託員 2 人が保育料徴収業務と兼務で従事している。同一の債権者であることも多く、保育料の徴収事務と合わせて情報収集をしている状況である。

督促状送付の際には、利用料未納の場合はクラブの利用停止や次年度の入会審査が保留になる旨を記載した文書を同封しており、収納率向上に向けての取り組みがされている。

《指摘要望事項》

高額未納者は少ないものの、納付誓約等の時効中断の手続を行うなど、引き続き適正な債権管理に努められたい。

9 こども家庭課

(1) 未熟児養育医療費負担金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	3,160,572	2,809,721	1,363,272
	収入済額	3,160,572	2,795,321	1,363,272
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	0	14,400	0
	収納率	100.00	99.49	100.00
	滞納繰越分	調定額	14,400	0
収入済額		0	0	89,970
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		14,400	0	0
収納率		0.00	—	100.00
納付義務者数（現年）		62	61	59
未納者数（滞繰）		2	0	0
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

母子保健法に規定する1歳未満の未熟児で、低体重や呼吸器・循環器、消化器系等の状態により、医師が入院養育を要すると判断した乳児に対する療育医療給付に係る個人負担金である。

《現状・課題》

ア 債権の管理

調査権があるにもかかわらず、財産調査を実施していなかった。

イ 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

延滞金を徴収していなかった。

国税徴収法に規定の身分証明書を作成していなかった。

ウ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内で月1回ミーティングを行っているが、課長は参加していなかつ

た。

《指摘要望事項》

自力執行権があり、調査権があるにもかかわらず、財産調査を実施しておらず、関係者の請求があったとき提示しなければならない身分証明書の作成をしていない等、適正な債権管理とは言い難い。

本債権については、滞納額は少額であるものの、その他の債権も合わせて、本来であれば、課長等が中心となって滞納額縮減に向けて対策を講じるべきであり、滞納繰越分については、早急に財産調査を行い、必要であれば差押えを実施されたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

(2) 児童扶養手当過払返還金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	70,000	526,780	1,383,170
	収入済額	10,000	90,000	48,200
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	60,000	436,780	1,334,970
	収納率	14.29	17.08	3.48
	滞納繰越分			
調定額	7,271,200	6,506,380	4,622,840	
収入済額	25,400	77,000	119,000	
うち還付未済額	0	0	0	
不納欠損人数	0	0	0	
不納欠損額	0	0	0	
収入未済額	7,245,800	6,429,380	4,503,840	
収納率	0.35	1.18	2.57	
納付義務者数（現年）	1	2	5	
未納者数（滞繰）	16	13	8	
口座振替率	—	—	—	
差押件数	0	0	0	
差押終了額（換価額）	0	0	0	
延滞金調定額	0	0	0	
延滞金収納額	0	0	0	

【債権の概要】

児童扶養手当は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与するため支給される手当である。

債権の多くは、受給者が遺族年金等の公的年金を遡及して受給した際、年金の併給制限に該当することから、支給済みの手当の返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

延滞金を徴収しないことについて、起案等で整理していなかった。

徴収停止等しないまま、時効が完成しているものがあった。

イ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内で月1回ミーティングを行っているが、課長は参加していなかった。

《指摘要望事項》

時効に対する意識が低く、時効が完成しているものがあり、適正な債権管理とは言い難い。

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

(3) 児童手当過払返還金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現 年 度 分	調定額	190,000	80,000	20,000
	収入済額	190,000	40,000	0
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	0	40,000	20,000
	収納率	100.00	50.00	0.00
	滞 納 繰 越 分	調定額	480,000	280,000
収入済額	200,000	0	0	
うち還付未済額	0	0	0	
不納欠損人数	0	0	0	
不納欠損額	0	0	0	
収入未済額	280,000	280,000	260,000	
収納率	41.67	0.00	0.00	
納付義務者数（現年）		4	2	1
未納者数（滞繰）		6	6	5
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

児童手当は、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、児童を育成している父母等に支給される手当である。債権の多くは、受給者が転出日を遡及した場合や、住民票の職権消除を行った場合に、支給済みの手当の返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

特段の理由がないにもかかわらず、延滞金を徴収していなかった。

徴収停止しないまま、時効が完成しているものがあった。

イ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内で月 1 回ミーティングを行っているが、課長は参加していなかった。

《指摘要望事項》

時効に対する意識が低く、時効が完成しているものがあり、適正な債権管理とは言い難い。

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決して、適正な債権管理に努められたい。

(4) 子ども手当過払返還金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	0	0	0
	収入済額	0	0	0
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	0	0	0
	収納率	0	0	0
	滞納繰越分	調定額	94,000	94,000
収入済額		0	0	0
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		94,000	94,000	94,000
収納率		0.00	0.00	0.00
納付義務者数（現年）		0	0	0
未納者数（滞繰）		2	2	2
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

子ども手当は、平成 22 年度から平成 24 年度まで、次代の社会を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的に、児童を育成している父母等に支給された。

債権の多くは、受給者が転出日を遡及した場合や、住民票の職権消除を行った場合に、支給済みの手当の返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

特段の理由がないにもかかわらず、延滞金を徴収していなかった。

徴収停止等しないまま、時効が完成しているものがあった。

イ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内で月1回ミーティングを行っているが、課長は参加していなかった。

《指摘要望事項》

時効に対する意識が低く、全件既に時効が完成しており、適正な債権管理とは言い難い。

速やかに不納欠損の処理をされたい。

(5) 福祉医療費（乳幼児等医療費）過払返還金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	2,148	5,030	180
	収入済額	2,148	5,030	180
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	0	0	0
	収納率	100.00	100.00	100.00
	滞納繰越分	調定額	326	326
収入済額		0	0	0
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		326	326	326
収納率		0.00	0.00	0.00
納付義務者数（現年）		5	3	1
未納者数（滞繰）		1	1	1
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

福祉医療費（乳幼児等医療費）は、乳幼児等の疾病の早期発見と治療を促進し、健やかな育成を図るとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることを目的に医療費の一部を支給するものである。

債権は、受給資格がない期間にもかかわらず、受給者証を用いて医療機関で受診したことにより、支給済みの医療費の返還を求めるものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

徴収停止しないまま、時効が完成していた。

イ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内で月1回ミーティングを行っているが、課長は参加していなかった。

《指摘要望事項》

時効に対する意識が低く、既に時効が完成しており、適正な債権管理とは言い難い。速やかに不納欠損の処理をされたい。

(6) 子育て短期支援事業個人負担金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現 年 度 分	調定額	10,700	87,300	14,400
	収入済額	10,700	83,100	14,400
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	0	4,200	0
	収納率	100.00	95.19	100.00
	滞 納 繰 越 分	調定額	18,750	14,550
収入済額		0	0	0
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		18,750	14,550	14,550
収納率		0.00	0.00	0.00
納付義務者数（現年）		2	4	2
未納者数（滞繰）		2	1	1
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
遅延損害金調定額		0	0	0
遅延損害金収納額		0	0	0

【債権の概要】

保護者が仕事等の理由により夜間や休日における児童の養育が困難となった場合に、一定期間、児童を施設に入所させた際の個人負担金である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

私債権であり時効の期限も10年であるため、結果的に時効は完成していないものの、時効の起算日から5年近く経過しているにもかかわらず、納付誓約等を取っていなかった。

イ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内で月1回ミーティングを行っているが、課長は参加していなかった。

《指摘要望事項》

滞納者と早急に納付折衝を行い、適正な債権管理に努められたい。

10 建設管理課

(1) 行政代執行費

(単位：円、%、人)

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	0	0
	収入済額	0	0
	うち還付未済額	0	0
	不納欠損額	0	0
	収入未済額	0	0
	収納率	0	0
	滞納繰越分	調定額	12,394,757
収入済額		3,591,600	9,000
うち還付未済額		0	0
不納欠損人数		0	0
不納欠損額		0	0
収入未済額		8,803,157	12,394,757
収納率		28.98	0.07
納付義務者数（現年）	0	0	
未納者数（滞繰）	2	2	
口座振替率	—	—	
差押件数	0	0	
差押終了額（換価額）	3,591,600	9,000	
延滞金調定額	0	0	
延滞金収納額	0	0	

【債権の概要】

志和町志和堀地区において、「広島県土砂の適正処理に関する条例」に違反する建設残土等の埋立てが行われた。事業者及び施工業者は市の措置命令に対し、何らの措置をも履行しなかったため、市が安全確保のための行政代執行を行った費用である。

《現状・課題》

平成 25 年度の滞納発生後直ちに財産調査を行い、翌平成 26 年度に不動産、預金等を差押さえている。全額回収には至っていないものの、担当課の迅速かつ適切な対応により、スピード感を持った滞納整理が実現できている。

1 1 住宅課

(1) 市営住宅使用料

(単位：円、%、人)

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	
現年度分	調定額	161,519,732	161,850,375	161,480,524
	収入済額	160,454,723	160,972,259	160,439,476
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	1,065,009	878,116	1,041,048
	収納率	99.34	99.46	99.36
	滞納繰越分	調定額	18,162,709	20,977,318
収入済額		2,543,679	3,174,810	3,831,168
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	2	0
不納欠損額		0	517,915	0
収入未済額		15,619,030	17,284,593	19,936,270
収納率		14.00	15.13	16.12
納付義務者数（現年）	826	835	855	
未納者数（滞繰）	38	51	63	
口座振替率	75.8	74.9	74.0	
差押件数	0	3	11	
差押終了額（換価額）	0	18,558	333,300	
遅延損害金調定額	1,600	1,600	0	
遅延損害金収納額	1,600	1,600	0	

【債権の概要】

国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を、市が住宅に困窮する低額所得者等に対して使用させる使用料（家賃）である。

(2) 市営住宅駐車場使用料

(単位：円、%、人)

	平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	
現年度分	調定額	5,152,762	5,227,235	5,271,564
	収入済額	5,133,762	5,200,235	5,249,564
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	19,000	27,000	22,000
	収納率	99.63	99.48	99.58
	滞納繰越分	調定額	73,645	75,145
収入済額		25,000	26,000	30,300
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	1	0
不納欠損額		0	2,500	0
収入未済額		48,645	46,645	53,145
収納率		33.95	34.60	36.31
納付義務者数（現年）	177	178	176	
未納者数（滞納）	3	2	4	
口座振替率	—	—	—	
差押件数	0	0	0	
差押終了額（換価額）	0	0	0	
遅延損害金調定額	0	0	0	
遅延損害金収納額	0	0	0	

【債権の概要】

市営住宅に居住する人のための駐車場使用料である。

※市営住宅使用料と市営住宅駐車場使用料は、システムで一体的に債権管理を行っているため、以下にまとめて記述する。

《現状・課題》

ア 徴収事務

資料紛失のため、時効が完成しているか確認できないものがあった。

イ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内では随時行っており、年度当初及び9月に課長が進捗状況を確認している。

《指摘要望事項》

資料紛失のため、時効が完成しているか確認できないものがあり、適正な債権管理とは言い難い。

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、私債権であるため、十分な調査を行い、徴収見込みがないものは速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

(3) 住宅施設使用料

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現 年 度 分	調定額	397,221	438,314	323,701
	収入済額	397,221	434,514	323,701
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	0	3,800	0
	収納率	100.00	99.13	100.00
	滞 納 繰 越 分	調定額	458,940	460,140
収入済額		3,800	5,000	10,000
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		455,140	455,140	460,140
収納率		0.83	1.09	2.13
納付義務者数（現年）		9	8	8
未納者数（滞繰）		3	3	3
口座振替率		—	—	—
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
遅延損害金調定額		0	0	0
遅延損害金収納額		0	0	0

【債権の概要】

災害等により、一時的に市営住宅に居住する必要がある人の住宅使用料である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

資料紛失のため、時効が完成しているか確認できないものがあった。

特段の理由がないにもかかわらず、遅延損害金を徴収していなかった。

イ 所管部局における収納体制

年度初めに課長に滞納状況について報告しているが、進行管理は行っていなかった。

《指摘要望事項》

資料紛失のため、時効が完成しているか確認できないものがあり、適正な債権管理とは言い難い。

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、私債権であるため、十分な調査を行い、徴収見込みがないものは速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

(4) 住宅新築資金等貸付金元利収入

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	4,441,687	5,373,141	5,729,483
	収入済額	2,002,146	2,224,560	2,194,873
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	2,439,541	3,148,581	3,534,610
	収納率	45.08	41.40	38.31
	滞納繰越分	調定額	160,607,499	175,453,383
収入済額		2,220,763	2,587,784	3,011,787
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	1	0
不納欠損額		0	15,406,681	0
収入未済額		158,386,736	157,458,918	171,918,747
収納率		1.38	1.47	1.72
納付義務者数（現年）		8	10	10
未納者数（滞繰）		53	54	55
口座振替率		85.5	81.3	85.9
差押件数		0	0	1
差押終了額（換価額）		0	0	688,599
遅延損害金調定額		0	0	0
遅延損害金収納額		0	0	0

【債権の概要】

歴史的、社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害された経緯のあった地域の住環境の改善を図るため、当該地域での住宅改修、宅地取得、住宅新築について、市が必要な資金の貸付けを行ったものの償還金である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

遅延損害金を徴収しないことについて、起案等で整理していなかった。

徴収停止等しないまま、時効が完成しているものがあった。

イ 所管部局における収納体制

年度初めに課長に滞納状況について報告しているが、進行管理は行っていなかった。

《指摘要望事項》

時効に対する意識が低く、時効が完成しているものがあり、適正な債権管理とは言い難い。

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、私債権であるため、十分な調査を行い、徴収見込みがないものは速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

1 2 学事課

(1) 幼稚園保育料

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	15,067,600	15,403,300	17,277,200
	収入済額	15,036,100	15,397,000	17,233,100
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	31,500	6,300	44,100
	収納率	99.79	99.96	99.74
	滞納繰越分	調定額	112,800	297,500
	収入済額	43,500	191,000	59,850
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損人数	0	0	1
	不納欠損額	0	0	40,000
	収入未済額	69,300	106,500	253,400
	収納率	38.56	64.20	16.94
納付義務者数（現年）		300	309	335
未納者数（滞繰）		3	5	8
口座振替率		75.1	76.7	81.3
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

【債権の概要】

幼稚園在籍者から在籍する月数に応じて徴収する保育料である。

《現状・課題》

ア 債権の管理

収納状況等についてエクセル表で管理しているが、滞納者等の財産状況等の情報が入力されていない。

イ 徴収事務

督促状発送の時期や納期限が、東広島市債権管理条例施行規則第4条に定める期日となっていなかった。

過年度分未納者から納付誓約等を取っていないかった。

ウ 所管部局における収納体制

収納課による徴収アドバイザーへの相談を利用していた。

進行管理は、係内で随時ミーティングを行っており、年度当初及び9月に課長が進捗状況を確認している。

《指摘要望事項》

収納対策連絡会議への出席や、債権回収の研修を受けられているが、滞納額が少額であることから、債権管理の意識が低いと思われる。

納付誓約等の時効中断の手続を行うなど、適正な債権管理に努められたい。

(2) 教育費貸付金元金収入

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	3,739,500	4,218,300	4,753,500
	収入済額	2,615,900	3,346,450	3,432,400
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	1,123,600	871,850	1,321,100
	収納率	69.95	79.33	72.21
	滞納繰越分	調定額	8,126,300	8,433,350
収入済額		750,300	1,178,900	1,368,450
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		7,376,000	7,254,450	7,112,250
収納率		9.23	13.98	16.14
納付義務者数（現年）		38	44	48
未納者数（滞繰）		19	19	18
口座振替率		0	0	0
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
遅延損害金調定額		0	0	0
遅延損害金収納額		0	0	0

【債権の概要】

合併前の旧町で行われていた奨学金貸与事業を引き継いだもので、現在は奨学金の返還事務のみを行っている。

《現状・課題》

ア 債権の管理

債権者名、返還月等をエクセル表で管理されているが、滞納者の財産状況等は入力されていない。

イ 徴収事務

過年度分未納者から納付誓約等を取っていないかった。

遅延損害金を徴収しないことについて、起案等で整理されていないかった。

徴収停止等しないまま、時効が完成しているものがあった。

ウ 所管部局における収納体制

収納課による徴収アドバイザーへの相談を利用していた。

進行管理は課長を含め行っている。

《指摘要望事項》

時効に対する意識が低く、時効が完成しているものがあり、適正な債権管理とは言い難い。

滞納繰越分については、早急に時効の期限の確認をするとともに、時効が完成しているものについては、速やかに不納欠損の処理をされたい。

また、上記の課題も順次解決し、適正な債権管理に努められたい。

1 3 下水道管理課

(1) 下水道使用料

(単位：円、%、人※人数が把握できない場合は件数とした)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	2,848,005,666	2,735,673,208	2,662,782,332
	収入済額	2,350,332,573	2,263,894,689	1,960,111,799
	うち還付未済額	0	0	43,394
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	497,673,093	471,778,519	702,713,927
	収納率	82.53	82.75	73.61
	滞納繰越分	調定額	491,487,557	725,101,506
収入済額		473,528,984	704,805,816	13,022,239
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		25	48	56
不納欠損額		3,195,518	544,562	435,745
収入未済額		14,763,055	19,751,128	22,401,227
収納率		96.35	97.20	36.31
納付義務件数（現年）		254,906	242,680	237,158
未納件数（滞繰）		979	988	1,045
口座振替率		47.5	42.7	42.6
差押件数		7	42	22
差押終了額（換価額）		334,741	218,392	445,318
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

※ 下水道使用料については、現年度分の最終分（2・3月分）が、翌年度の滞納繰越分として収入されていることから、現年度分の収納率が低くなっている。

【債権の概要】

公共下水道の使用人から徴収する使用料である。

《現状・課題》

ア 債権の管理

現年度分の使用料については、水道局の料金システムで管理しており、水道局が請

求し使用者から徴収している。過年度分については、下水道管理課で請求、徴収している。

イ 徴収事務

現年度分については、水道局が納期限後 20 日以内に督促状を送付している。
督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

《指摘要望事項》

督促状の不備を改善されたい。

(2) 農業集落排水処理施設使用料

(単位：円、%、人※人数が把握できない場合は件数とした)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	50,492,700	49,730,211	49,739,130
	収入済額	41,569,948	40,887,682	40,427,046
	うち還付未済額	0	0	8,208
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	8,922,752	8,842,529	9,320,292
	収納率	82.33	82.22	81.26
	滞納繰越分	調定額	9,232,838	9,950,562
収入済額		8,710,199	9,409,466	479,077
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		5	1	1
不納欠損額		132,980	94,960	28,560
収入未済額		389,659	446,136	630,270
収納率		94.34	94.56	42.10
納付義務件数（現年）		5,528	5,523	5,483
未納件数（滞繰）		47	56	73
口座振替率		86.4	87.0	93.9
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
延滞金調定額		0	0	0
延滞金収納額		0	0	0

※ 農業集落排水使用料については、現年度分の最終分（2・3月分）が、翌年度の滞納繰越分として収入されていることから、現年度分の収納率が低くなっている。

【債権の概要】

農業集落排水施設の使用料である。

《現状・課題》

ア 債権の管理

公共下水道と同様に、現年度分の使用料については、水道局の料金システムで管理しており、水道局が請求し、使用者から徴収している。過年度分については、下水道管理課で請求、徴収している。

イ 徴収事務

現年度分については、水道局が納期限後20日以内に督促状を送付している。督促状に不服申立てができる旨の教示をしていなかった。

ウ 所管部局における収納体制

滞納整理事務手順書により業務を進めている。進行管理は、係内では随時行っており、年度当初及び9月に課長が進捗状況を確認している。

《指摘要望事項》

督促状の不備を改善されたい。

(3) 下水道受益者負担金、分担金

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	307,549,800	143,543,000	193,194,500
	収入済額	303,186,300	136,979,800	183,951,757
	うち還付未済額	0	0	20,500
	不納欠損額	77,400	0	0
	収入未済額	4,286,100	6,563,200	9,263,243
	収納率	98.58	95.43	95.21
	滞納繰越分	調定額	13,097,586	17,653,655
収入済額		6,422,930	9,559,526	4,730,530
うち還付未済額		0	0	16,400
不納欠損人数		4	6	5
不納欠損額		887,800	1,559,743	528,900
収入未済額		5,786,856	6,534,386	8,390,412
収納率		49.04	54.15	34.58
納付義務者数（現年）		1,564	972	1,079
未納者数（滞納）		61	89	59
口座振替率				
差押件数		48	47	2
差押終了額（換価額）		402,200	685,846	1,432,200
延滞金調定額		401,700	268,900	590,000
延滞金収納額		401,700	268,900	590,000

【債権の概要】

下水道受益者負担金、分担金は、下水道整備によって、生活環境や土地の利便性向上等、便益を受ける人（受益者）から下水道建設費の一部を徴収するものである。

《現状・課題》

ア 徴収事務

納付方法は、指定金融機関への納付書払いのみであり、納付開始時に、一括納付または年4回の3年払い（12回払い）のどちらかを選択する。

未納者については納期限後20日以内に督促状を送付している。

イ 所管部局における収納体制

滞納整理事務手順書により業務を進めている。進行管理は、係内で随時ミーティングを行っており、年度当初及び9月に課長が進捗状況を確認している。

《指摘要望事項》

納付誓約等の時効中断の手続を行うなど、引き続き適正な債権管理に努められたい。

(4) 水洗便所改造資金貸付金元金収入

(単位：円、%、人)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	6,159,300	8,421,100	9,421,600
	収入済額	5,671,600	7,828,100	8,632,400
	うち還付未済額	0	0	0
	不納欠損額	0	0	0
	収入未済額	487,700	593,000	789,200
	収納率	92.08	92.96	91.62
	滞納繰越分	調定額	628,400	833,600
収入済額		578,200	798,200	41,200
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		0	0	0
不納欠損額		0	0	0
収入未済額		50,200	35,400	44,400
収納率		92.01	95.75	48.13
納付義務者数（現年）		58	92	98
未納者数（滞繰）		3	2	1
口座振替率		96.8	96.2	97.0
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
遅延損害金調定額		0	0	1,440
遅延損害金収納額		0	0	1,440

【債権の概要】

公共下水道の処理区域等において、既設のくみ取り便所を水洗便所に改造し、又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道若しくは農業集落排水処理施設に接続をしようとする人に対し、その工事に必要な資金の貸付けを行ったものの償還金である。

《現状・課題》

ア 徴収事務

納付が遅れているものが2件あるが、うち1件は納付誓約により納付中、もう1件は面談中で納付誓約等は取っていない。

イ 所管部局における収納体制

進行管理は、係内で随時ミーティングを行っており、年度当初及び9月に課長が進捗状況を確認している。

《指摘要望事項》

納付誓約等の時効中断の手続を行うなど、引き続き適正な債権管理に努められたい。

1 4 水道局業務課

(1) 水道使用料

(単位：円、%、人※人数が把握できない場合は件数とした)

		平成 29 年度	平成 28 年度	平成 27 年度
現年度分	調定額	4,413,603,420	4,351,018,089	4,327,557,561
	収入済額	4,271,248,662	4,223,619,788	4,201,567,321
	うち還付未済額	231,374	318,902	515,124
	不納欠損額	2,561	0	0
	収入未済額	142,583,571	127,717,203	126,505,364
	収納率	96.77	97.06	97.08
	滞納繰越分	調定額	135,202,926	140,840,364
収入済額		127,090,639	126,733,064	134,028,794
うち還付未済額		0	0	0
不納欠損人数		217	714	195
不納欠損額		1,498,096	6,466,586	2,443,155
収入未済額		6,614,191	7,640,714	14,434,060
収納率		94.00	89.98	88.82
納付義務件数（現年）		495,454	485,818	482,128
未納件数（滞繰）		733	890	1,954
口座振替率		80.9	82.5	83.2
差押件数		0	0	0
差押終了額（換価額）		0	0	0
遅延損害金調定額		0	0	0
遅延損害金収納額		0	0	0

【債権の概要】

水道施設の利用者が、使用水量に応じて支払う料金である。

《現状・課題》

ア 債権の管理

水道料金は私債権であるため、調査権はないが、分納誓約時などに個人情報公開に係る同意書を提出してもらっている。しかし、金融機関等に口座情報等の開示の対応はしてもらえなかった。

イ 徴収事務

遅延損害金を徴収しないことについて、起案等で整理されていなかった。
催告書と同時に給水停止予告書を送付し、納付折衝する機会を設けている。

ウ 所管部局における収納体制

徴収事務の一部を第一環境株式会社へ委託している。

《指摘要望事項》

遅延損害金を徴収しない方針であるなら、起案等で整理されることが望ましい。

第8 総括（改善意見）

1 延滞金の徴収根拠の誤りについて

東広島市債権管理条例の制定と同時に改正された「東広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」は、強制徴収公債権のみを対象とするものに内容が変更されている。

この改正は、自力執行権がないなど債権回収の方法に共通点が多い非強制徴収公債権と私債権の事務処理について、統一的な処理基準や必要な事項を定めるため、新たに東広島市債権管理条例を制定したことによるものである。

しかし、多くの課が、非強制徴収公債権の延滞金の徴収根拠を以前のままの「東広島市税外収入金の督促及び滞納処分に関する条例」と捉えている。

対象債権の徴収根拠を正しく理解することが、債権管理の第一歩であることを認識されたい。

2 延滞金及び遅延損害金の調定等について

公債権の延滞金及び私債権の遅延損害金については、地方自治法施行令第154条第2項により、「その他その性質上納入の通知を必要としない歳入」と解されているが、主たる債権が完納され、延滞金等の額が確定した場合は、地方自治法施行令第154条第1項の規定により調定しなければならない。

しかし、ほとんどの債権で事後調定をしているか、延滞金等を徴収していなかった。

遅延損害金については、東広島市債権管理条例で徴収することが「できる」とされているが、担当課として徴収しない方針ならば、起案等で整理しておくことが望ましい。

延滞金等も市の債権であり、調定等事務処理は法令等に基づいて適正な債権管理に努められたい。

3 専決処分事項の拡充について

自力執行権のない債権については、強制執行をするには、債務名義が必要なため、通常、裁判所へ訴えの提起をしなければならないが、議会の議決が必要である。

これでは、速やかに債権回収に着手できず、滞納額が累積し、また、差押えるべき財産の消失、国税や他市町村など他の債権に遅れをとりかねない。

本市においては、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分ができるものは、「市営住宅その他市が管理する住宅に係る訴えの提起、和解及び調停に関すること」のみ規定があるが、他市の事例では、少額のものについては、専決処分ができるよう定めているものもある。本市においても検討されたい。

4 債権管理の一元化について

(1) 強制徴収公債権について

これまで指摘してきたように、介護保険課など業務多忙のため、十分な滞納整理ができていない状況である。また、保育課では、同一人に対して、市税分の差押えが終了してから、保育料分の差押えが検討されているものがあり、検討する時間、差押えを行う職員の手間などが非常に非効率である。実際に、差押えを行おうとしても、知識不足で時間がかかる可能性がある。

これらの問題を解決するためには、債権管理部門を集約し専門的な部署の創設が不可欠であると考える。

特に強制徴収公債権は、個人情報の取り扱いなど問題も少ないことから、滞納情報のデータを抽出し、システム上で名寄せし、一元的に扱う部署を設置することを目指し、まずは、高額滞納者などの徴収困難事案を数十件程度集約するなど、その実現に向けて努力されたい。

(2) 非強制徴収公債権、私債権について

非強制徴収公債権、私債権は、多くの債権が時効となっており、理由として「3 専決処分事項の拡充について」で触れたように、裁判所への訴えの提起が必要なことが考えられる。多くの課で、慣れない訴訟提起に二の足を踏む実態があるのではないか。

これでは、非強制徴収公債権、私債権は、公営住宅など明渡訴訟があるものを除き、納付誓約を守らなくても、滞納者にとっては不利益がないことになる。

そこで、非強制徴収公債権、私債権については、訴訟手続を行う専門の部署を設置することが有効であると考える。

また、滞納者から納付誓約書と併せて「個人情報提供に係る同意書」を取ることで、同意書が取れたものから順次一元化組織に債権を移行し、債権管理の一元化を目指す方法もある。

(3) まとめ

債権管理の一元化は、今後の厳しい財政状況を見据えれば、検討の価値は十分にある。

納税者、サービス利用者間の負担の公平性・公正性を確保する観点からも、是非取り組んでいただきたい。